

はじめに

本報告書は、大気汚染防止法第22条、騒音規制法第18条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により都道府県知事に義務づけられた常時監視について、大気汚染防止法第24条、騒音規制法第19条及びダイオキシン類対策特別措置法第27条の規定に基づき、それぞれの結果を公表するものです。

本報告書では、県、佐伯市及び津久見市が実施した平成22年度の大気環境常時監視調査結果(中核市である大分市が実施した調査を除く)のほか、各種の大気環境調査の結果について掲載しています。

近年の大分県の大気環境は、概ね良好な状態であり、平成22年度についても総じて前年度と同様の状態で推移しています。

しかしながら、微小粒子状物質濃度の常時監視や、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受けた空間放射線量率の監視強化等、新たな課題が生じてきており、これらの課題に積極的に取り組んでいくことが求められています。

本報告書が多くの方々に活用されるとともに、大気環境保全への理解の一助になれば幸いに存じます。

平成24年3月

大分県生活環境部

環境保全課長 田島 義久